

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	玉野市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.tamano.lg.jp/docs/2017033100032/">http://www.city.tamano.lg.jp/docs/2017033100032/</a>

執行機関名 玉野市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	玉野市中心身障害者医療費給付条例(昭和48年玉野市条例第56号)による重度心身障害者の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		玉野市行政手続における個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 玉野市中心身障害者医療費給付条例(昭和48年玉野市条例第56号)による重度心身障害者の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	玉野市中心身障害者医療費給付条例(昭和48年玉野市条例第56号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にに行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、心身障害者(以下「障害者」という。)の受療を容易にするため障害者に対し医療費支給の措置を講じ、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		玉野市中心身障害者医療費給付条例(昭和48年玉野市条例第56号) 玉野市中心身障害者医療費給付条例施行規則(昭和48年玉野市規則第34号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	玉野市中心身障害者医療費給付条例第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	玉野市中心身障害者医療費給付条例第5条の規定による受給資格証の交付申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号, 玉野市中心身障害者医療費給付条例施行規則第2条, 第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る障害者及び当該申請に係る障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。)若しくは民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該申請に係る障害者の生計を維持する者及び当該申請に係る障害者の加入している医療保険の被保険者等にかかる市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 口	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る障害者に係る住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 へ	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る障害者に係る生活保護実施関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	玉野市中心身障害者医療費給付条例第6条第3項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市中心身障害者医療費給付条例第6条第3項の規定による受給資格証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号, 玉野市中心身障害者医療費給付条例施行規則第2条, 第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る障害者及び当該申請に係る障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。)若しくは民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該申請に係る障害者の生計を維持する者及び当該申請に係る障害者の加入している医療保険の被保険者等にかかる市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ロ	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る障害者に係る住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ヘ	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る障害者に係る生活保護実施関係情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	玉野市中心身障害者医療費給付条例第12条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市中心身障害者医療費給付条例第12条第1項の規定による申請内容の変更又は受給資格の喪失に関する届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号, 玉野市中心身障害者医療費給付条例施行規則第2条, 第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る障害者及び当該申請に係る障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。)若しくは民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該申請に係る障害者の生計を維持する者及び当該申請に係る障害者の加入している医療保険の被保険者等にかかる市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ロ	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る障害者に係る住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ヘ	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る障害者に係る生活保護実施関係情報

事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	玉野市中心身障害者医療費給付条例施行規則第2条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市中心身障害者医療費給付条例施行規則第2条の負担上限月額に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号, 玉野市中心身障害者医療費給付条例施行規則第2条, 第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。)に係る市町村民税に関する情報	当該受給資格者, 当該受給資格者の加入している医療保険の被保険者及び当該受給資格者と同一の住民基本台帳上の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	玉野市中心身障害者医療費給付条例施行規則第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市中心身障害者医療費給付条例施行規則第5条に規定する一部負担金の減免の手續等に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号, 玉野市中心身障害者医療費給付条例施行規則第2条, 第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。)に係る市町村民税に関する情報	当該受給資格者, 当該受給資格者の加入している医療保険の被保険者及び当該受給資格者と同一の住民基本台帳上の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 へ	玉野市中心身障害者医療費給付条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る障害者に係る生活保護実施関係情報

備考	
----	--